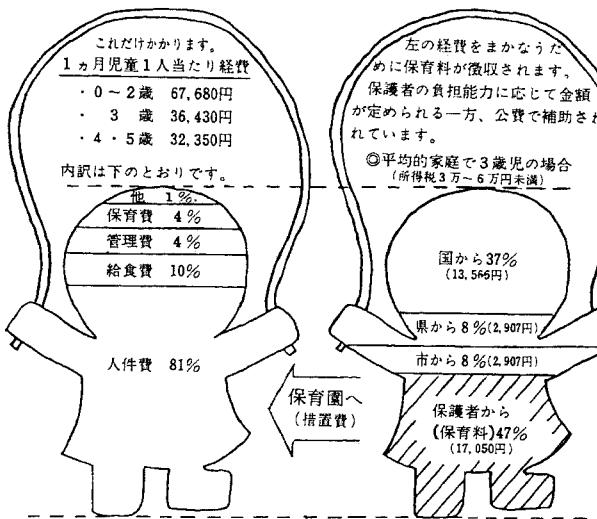


# 保育所の入園は

"入園申請は1月31日まで"

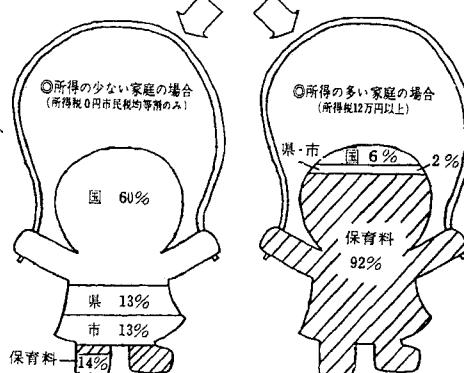
## 《参考》保育料徴収の仕組み

(昭和60年度の定員60名の保育園の例)



(注)

本表は、本年度の定員60名規模の保育園における3歳児の例をとったものであるため、団中の割合は、園の定員、児童の年齢等により、なお若干の幅があります。  
所得税は前年分、市民税は前年度分を用います。



## ◎入園受付は下表保育園か市福祉事務所へ

保育園名	所在地	T E L	施設長名	定員
宝保育所	大幡1,541	(43) 1111内292	柴田 隼敏	90人
円通保育園	中央3-5-1	(43) 4 8 3 5	佐々木宗道	150
長生保育園	下谷2,954	(43) 2 6 9 0	山本 田鶴	90
東陽保育園	古川渡655	(43) 2 5 5 7	折山 義晴	90
三吉保育園	法能866	(43) 2 3 8 5	志村 和彦	60
境保育園	境129	(45) 2 2 9 6	雨宮 徹学	90
盛里保育園	朝日曾雌1,798	(48) 2 0 5 3	小俣 賢明	45
川茂保育園	川茂172	(43) 3 3 2 1	川茂 岱定	60
さくら保育園	田野倉1,324	(43) 8 1 1 0	安藤 圭子	60
開地保育園	小野623	(43) 3 6 4 7	亀沢布二子	60
東桂保育園	桂町1,239	(43) 7 1 8 5	矢羽 正子	120

十二月一日から一月三十一日まで保育園児の昭和六十一年度の入園受け付けを市福祉事務所・市内各保育園で次により行います。

◇留意事項◇  
(1) 入園するには、母親が仕事を持っていたり、病気等

により、その子の保育が十分にできない場合に限られます。  
(2) 保育料は、入園する児童の属する世帯全員の所得税、市民税及び固定資産税の課税額をもとに厚生省の定める基準により決定されます。

(3) なお保育料は、保育単価(児童一人当たり経費)の変動により、年度中途で変更される場合があります。  
(4) 入所の決定は、状況調査のうえ行います。  
現在在園している児童も来年三月三十一日で措置解除になりますので、改めて申請して下さい。

(5) ◇申請方法◇  
所定の申請書に所要事項を記入のうえ、つぎの書類を添えて提出して下さい。  
(ウ) 母親が内職及びパート勤務をしている場合は、事業所の証明書。  
(エ) 母親が病気、出産、もし

くは、家族に長期にわたる病人等がいて、その看護に母親があつたている場合は、医師の診断書または民生委員の証明書。  
◇入園措置期間◇  
昭和六十一年四月一日から四月にさかのぼって保育料の差額を追加徴収されることがあります。  
定申告書の控を三月十五日までに提出して下さい。この提出がない場合には後日四月にさかのぼって保育料の差額を追加徴収されることがあります。  
(ア) 世帯員のうち給与所得者は、昭和六十年分源泉徴収票。  
(イ) 世帯員のうち所得税確定申告者は、昭和六十年分確定申告書の控を三月十五日までに提出して下さい。この提出がない場合には後日九月三十日までの六ヶ月間と四月にさかのぼって保育料の差額を追加徴収されることがあります。  
(ウ) 市福祉事務所厚生係